

## 会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和3年9月7日(火) 開会 午前 9時00分

閉会 午前10時11分

出席者	委 員	委員長	氏 家	晃
		浅野 貴之	小平 啓佑	川上 均
		古沢 ちい子	内海 まさかず	千葉 正弘
	議 長	小堀 良江		
	傍 聴 者	森戸 雅孝	大浦 兼政	大谷 好一
		坂東 一敏	青木 一男	茂呂 健市
		小久保 かおる	針谷 育造	白石 幹男
		永田 武志	福富 善明	広瀬 義明
		関口 孫一郎	針谷 正夫	大阿久 岩人
		梅澤 米満	福田 裕司	中島 克訓

---

事務局職員	事務局長	神 永 和 俊	議事課長	江 面 健太郎
	副 主 幹	岩 崎 和 隆	主 査	岩 川 成 生

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生活環境部長	瀬下昌宏
保健福祉部長	高橋礼子
子ども未来部長	石川いづみ
市民生活課長	毛塚加奈子
環境課長	福田欽也
クリーン推進課長	伏木広安
副部長兼福祉総務課長	首長正博
高齢介護課長	寺内均
地域包括ケア推進課長	茅原洋一
健康増進課長	石川交子
子育て支援課長	神長利之
子育て支援課主幹	松本佳久
保育課長	渡辺健一

令和3年第6回栃木市議会定例会  
民生常任委員会議事日程

令和3年9月7日 午前9時開議 全員協議会室

日程第1 議案第94号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定について

日程第2 議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）（所管関係部分）

日程第3 議案第90号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（氏家 晃君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

◎諸報告

○委員長（氏家 晃君） 当常任委員会に付託されました案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（氏家 晃君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

◎議案第94号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第94号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 改めまして、おはようございます。よろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第94号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定につきまして、議案書及び議案説明書に基づきご説明を申し上げます。

議案書は21から24ページ、議案説明書は6ページであります。

初めに、議案説明書でご説明させていただきますので、恐れ入りますが、6ページをお開きください。議案第94号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定についてであります。提案理由であります。保育ニーズの増加、多様化等、保育を取り巻く社会環境の変化に対応した保育所整備を進めるため、令和2年3月に栃木市保育所等整備基本方針を策定したところであります。当該計画において、栃木市いまいずみ保育園を閉園し、民設民営にて新たに保育所を設置することとしております。今般、この計画に基づき、栃木市いまいずみ保育園の後継となる民間保育所の設置及び運営を行う事業者の選定を企画提案方式により実施するに当たり、その選定に係る審査を行うため、審査委員会の設置が必要となります。そこで、事業者の選定に係る審査を行う附属機関として、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会を設置するため、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を制定することにつきまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定によ

り、議会の議決をいただきたいというものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案書の説明をさせていただきます。恐れ入りますが、21ページをお開きください。栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例の制定文であります。

22ページをお開きください。制定の概要であります。第1条では委員会の設置について、第2条では所掌事務について、第3条では組織について定めるものであります。

なお、委員につきましては、6人以内をもって組織するものといたします。

また、第4条では、委員の任期を定めるものであり、委嘱または任命の日から事業者の選定に係る答申がなされた日までとするものであります。

23ページを御覧ください。第6条では委員会の会議について、第7条では委員の責務について定めるものであります。

附則についてであります。本条例は公布の日から施行とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 公立保育園が民営化されるという考えでいいのかなと思うのですけれども、今までもこういった公立保育園をそっくり民営化するという事例はあったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 平成27年4月1日にフォレストキッズ保育園を開設した事例がございます。このときは、当時公立保育園であるぬまわだ保育園及び大平東保育園、この2つの園を廃止、統合した形で民間保育園を募集したということで、今回と同じ手法で民間保育園を開設いただいております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうすると、やはりこういった条例をつくって移行したということでもいいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回は条例制定に基づいて審査委員会を立ち上げるという形でございますが、フォレストキッズのときは設置要綱にて民間保育園を審査したということでございまして、条例制定ではございません。

以上でございます。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） そうしますと、そっくり公立から民営の保育園になるということで、保護者の方とか子供さんとかの関係といたしますか、それがスムーズに移行するということが非常に重要になってくるかなと思いますけれども、この条例でありますと、選定すればもうそこでおしまいといたしますか、その後の流れといたしますか、責任は全くないような気がするのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 移行に伴って、今回公立から民営化へ移行するということでございますので、運営主体が変更になります。また、園長とか保育士さん、そういった方が入れ替わりますので、若干保護者の方も不安な部分もあろうかと思いますが、その辺は現在、市で保育園を運営しておりますので、スムーズな形で橋渡しができるようやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 近隣の自治体で似たようなケースだと、小山市の警察署跡地に公立の若木保育園が民営化するというのが報道もされているのですけれども、ここではやはり子供さんはそっくりあれで、民営化ですから全く事業形態は変わったところになるわけで、その辺について大分配慮しながら移行するというような流れがあるらしくて、事業者の方も市内で実績のある事業者ということが限定されていますし、保護者の皆さんの考えとか思いとかというのを定期的に交流しながら移行していくというような、そういった方針が一定決まっているようなのですけれども、この条例だけ見ますと決めただけで、その辺の流れといたしますか、心配というのが担保されないような気がするのですけれども、移行するに当たっての指針みたいのは設ける考えはないのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 今回事業者を選定するに当たりまして、審査項目とか審査基準、そういったものを設けております。具体的に申し上げますと、運営理念ですとか保育内容について、あるいは事故防止とか安全対策について全て評価しまして事業者を選定することになりますので、その辺は議員さんおっしゃるような懸念というのはないかというふうに考えてございます。

○委員長（氏家 晃君） 石川こども未来部長。

○こども未来部長（石川いづみ君） 補足させていただきますが、条例ということではなくて、募集要項という中にどういった経営内容とか、こういうことを気をつけてくださいという細かな判断基準がございますので、それを指針として市としてはやりたいと思って進めております。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） はい、分かりました。この審査会だと決めればそれでおしまいということになっていますから、なかなかその辺の継続性といたしますか、それはやはり担保できるような運営といたしますか、指導といたしますか、それをぜひお願いしたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案書の22ページの第3条の委員は6人以内をもって組織するというところで4項目ありますけれども、その配分の人数を教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） まず、1号委員でございます学識経験者、こちらについては1名でございます。大学の先生等を想定しております。2号委員の関係機関または関係団体から選出された者、こちらについては3名でございます。具体的にはいまいずみ保育園の保護者代表者、あと栃木市民生委員児童委員協議会連合会からの推薦者、あと下都賀郡市医師会からの推薦者、このそれぞれ1名ということで3名を予定してございます。3号委員につきましては記載のとおりで、現いまいずみ保育園長でございます。また、4号委員につきましては1名ということで、合計6名という形になります。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 了解いたしました。

その下の第4条のところ、委嘱の日にちが事業者の選定にかかる答申がされた日までとなっておりますけれども、おおよその日程というのは出ているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 渡辺保育課長。

○保育課長（渡辺健一君） 6月の議員研究会のときに事業者募集要項等を説明させていただいた中で、先行スケジュールということで申し上げたところでございますが、事業者の面接審査を令和4年2月を目途に予定しております。設置運営事業者の決定、令和4年3月を予定しておりますので、おおむね今年度末までというふうな形で想定しております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第94号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第94号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでございました。

ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ち願います。

〔執行部退席〕

---

◎議案第89号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（氏家 晃君） それでは次に、日程第2、議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載されております金額につきましては、読み上げを省略していただいて結構でございます。

首長福祉総務課長。

○副部長兼福祉総務課長（首長正博君） おはようございます。本日はよろしく願います。

ただいまご上程いただきました議案第89号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第4号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出から説明いたしますので、補正予算書の26、27ページをお開き願います。2款1項16目諸費は、補正額7,763万6,000円の増額であります。説明欄3行目、国県支出金返還金（高齢介護課）につきましては、令和2年度県社会福祉施設復旧費補助金及び疾病予防対策事業費補助金の交付額確定に伴い、超過交付分返還のため返還金を増額したいというものであります。

次に、少し飛びまして、30、31ページをお開き願います。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額1,634万4,000円の増額であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課所管となりますが、定期人事異動に伴い、当初見込んでいた所属の人数や役職等に変更が生じたことによる差額分を精査し、増額したいというものであります。

以下、マイナンバーカード交付事務等のため、時間外勤務手当の増額補正が一部ございますが、職員人件費につきましては同様の理由により補正するものでありますので、説明は省略をさせていただきます。

次の会計年度任用職員共済費につきましては、会計年度任用職員の共済費を増額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費（市民生活課）につきましては、マイナンバーカードの交付事務量の増加に伴い、マイナンバー事務における会計年度任用職員の人件費を増額したいというものであります。



32、33ページをお開き願います。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額2,330万円の増額であります。説明欄2行目の新型コロナウイルス感染症対策介護・障がい・医療慰労金未受給者支援金につきましては、県が令和2年度に実施した新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業による慰労金の支給において、支給対象者であったにもかかわらず、何らかの事情により交付を受けられなかった方に、慰労金に代わる支援金を支給するため増額補正したいというものであります。

3目高齢福祉費は、補正額2,972万9,000円の増額であります。説明欄1行目の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、高齢者グループホーム防災改修等工事を追加で行うため増額補正したいというものであります。

次の新型コロナワクチン接種に係る高齢者移動支援事業費につきましては、タクシー券のこれまでの利用状況が当初見込みを下回っていることから、不要と見込まれるタクシー券代を減額したいというものであります。

34、35ページをお開き願います。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額82万円の増額であります。説明欄1行目の学童保育事業費につきましては、学童保育施設の修繕が多発し、当初予算の維持補修費が不足したため増額したいというものであります。

次の子育て短期支援事業費につきましては、子育て短期支援事業利用者数が当初の見込みを上回り、委託料に不足が見込まれるため増額したいというものであります。

3目母子福祉費は、補正額93万円の増額であります。説明欄、母子父子自立支援事業費につきましては、独り親家庭の経済的な自立の促進を目的に、新たに実施する養育費確保支援事業において、養育費の取決めに関する公正証書の作成費用等及び保証会社と養育費保証に係る契約を締結する際の費用の一部を補助するため増額したいというものであります。

36、37ページをお開き願います。4款1項2目予防費は、補正額1億748万9,000円の増額であります。説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種事業費につきましては、コロナワクチン接種の迅速な接種体制の構築のため、個別接種の実施及び集団接種への医師、看護師の派遣に対する時間外休日の上乗せ分を支払うこととしたため増額したいというものであります。

4目斎場費は、補正額317万6,000円の増額であります。説明欄、斎場管理運営委託事業費につきましては、斎場火葬炉点検の際、主燃炉天井アーチ等の耐火材に経年劣化に伴う損傷が確認されたことから、緊急に火葬炉等修繕工事が必要になったため増額したいというものであります。

6目保健施設費は、補正額44万6,000円の増額であります。説明欄、岩舟健康福祉センター管理運営委託事業費につきましては、岩舟健康福祉センターの管理運営を指定管理者に委託しておりますが、同センターの令和2年度決算額が赤字となったことから、令和2年度中に新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、臨時休館した期間の赤字額を補償するため増額したいというものであります。

38、39ページをお開き願います。4款2項2目塵芥処理費は、補正額2,329万8,000円の増額であ

ります。説明欄、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、焼却残渣を溶融しエコスラグを生産していますが、需要が減少しストック場への保管が困難となり、エコスラグの生産を一時的に休止する必要が生じたことに伴い、最終処分する焼却残渣量が当初見込みより増加するため、最終処分委託料を増額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明をいたしますので、補正予算書18ページ、19ページをお開きください。15款1項1目衛生費国庫負担金であります。1節保健衛生費負担金の説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に対する国庫負担金を増額補正するものであります。

次に、2項1目総務費国庫補助金であります。2節戸籍住民基本台帳費補助金の説明欄、個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカードの交付事務量の増加に伴い、会計年度任用職員人件費等に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、2目民生費国庫補助金であります。まず、1節社会福祉費補助金の説明欄、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、高齢者グループホーム防災改修等工事経費補助金7施設分の増額に伴い国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、2節児童福祉費補助金の説明欄、母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子自立支援事業費に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、子育て短期支援事業費及び放課後児童健全育成事業費に対する国庫補助金を増額補正するものであります。

次に、16款2項2目民生費県補助金であります。2節児童福祉費補助金の説明欄、子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、子育て短期支援事業費及び放課後児童健全育成事業費に対する県補助金を増額補正するものであります。

続きまして、20、21ページをお開きください。16款2項3目衛生費県補助金であります。1節保健衛生費補助金の説明欄、新型コロナウイルスワクチン接種医療従事者派遣事業費補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費に対する県補助金を増額補正するものであります。

以上で歳入の説明を終了いたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案につきましては、歳入歳出を一括して審査いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては、一問一答の方法によりページ数もお知らせを願います。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 31ページお願いいたします。31ページの会計年度職員の市民生活課、マイナンバーカードの関係で人件費ということですが、何人分でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 毛塚市民生活課長。

○市民生活課長（毛塚加奈子君） 現在、マイナンバー担当として5名任用しておりますが、そのうちの2名が9月末で任用期間が終了してしまうために、増員のために補正の要望をいたしました。2名分でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかにありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 33ページ、新型コロナウイルス感染症支援金、支援金を支払う日程とかというのはいつを予定していますか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 制度といたしましては、10月1日をめどに公布の日から施行といたしまして、今年度末までの制度という形で構築しております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） 支給する人というのは決まっているわけですよね。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） 今回包括支援センターの職員40名分とアンケートを実施しまして出てきました27名。あと、退職等をして事業所のほうで申請ができなくて個人での申請もしていない方というのが若干出てくるのではないかとということを見込みまして13名を見込んでおりまして、合計80名ということで見積もっております。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 川上委員。

○委員（川上 均君） どなたに支給するかというのが分かればすぐに支給できるのではないのかと思うのですが、そんなに年度末までかかってしまうのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 茅原地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（茅原洋一君） ポイントとなるのが退職をしていて個人申請という方に情報を届けるのに若干時間がかかるのかなということで、今年度末までということで期間を設けております。アンケートで今回出てきました27名につきましては個別にご紹介をさせていただいて、制度開始早々、早急に申請していただくような形で対応してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連でお尋ねしますが、コロナウイルス対応ということで、この件も本来ならばこれ出さなくてもいいというか、直接来ているものだと思うのですけれども、そこで手違いというかミスというか、そういうものがあったということなのですが、この間ワクチンも廃棄してしまうという事案が栃木市では発生しています。そういうのって全国であって、注意の文書って来ているはずだと思うのですが、それでもなってしまう。これはなぜなのか。職員に負荷がかかっているのかとか、そういうふうを考えられるのですけれども、こういうミスが続くということはどういうことなのかというものを栃木市としてはどう考えているのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋礼子君） 今回の支援金に関しましては、昨年度中に起きたことということになりますけれども、こちらについては議員研究会等でもお話をさせていただきましたとおり、チェックミス等もございました。

ワクチンの廃棄のほうにつきましては、やはり今回施設を借りるに当たっての引継ぎの際になかなかきちんとした説明を受けておらず、壁のコンセントのスイッチがあったということで、ちょっと想定できなかったということもございます。

そういうことも含めまして、今回の2つの事案に関しましては、職員のほうのミスということになれば本当に申し訳なかったということで考えておりますけれども、ワクチンに関しましてはやむを得ないということもございまして、今後そういうことがないようにということで対応を行ったところでございます。今回の支援金のほうにつきましては、やはり組織のほうの体制も改めまして、今後再発がないようにということで注意を行っているところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今までもそうなのですけれども、何か起こってそのことについては改善しますというのでずっと来て、また同じことが繰り返されているというのが現状なのですけれども、一番足りないというものが責任を取るという部分が足りないのかなと。例えば四小のコロナにかかった学校給食調理員の件に関しても、あれは誰も責任を取っていない。謝るだけ謝って、何も得られていない。そういう状況がずっと続いている。これが栃木市の悪い風土になっているのではないかなと思うのですけれども、今回の慰労金というのはどのような責任が取られる形になっているのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 高橋保健福祉部長。

○保健福祉部長（高橋礼子君） 今回の慰労金に関しましては、今後職員課のほうの部門におきましてきちんと調査をした上で、何らかの処分が下されるというふうには考えております。私どものほうの所管ではないので、この後どんなふうな動きになるかということは、今のところまだちょっと分かっておりませんが、今後ということになろうかと思っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ワクチンの件でも研究会のときに、どこに責任があるのか、誰の責任なのかというものはっきりさせようとしたのですけれども、最後まで、最終的には市にあるというのだけしか分からなかったのですけれども、そういう責任を取る体制、こういうものをつくってほしいと思います。これは要望です。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。  
古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 同じページの33ページです。新型コロナワクチン接種に係る高齢者移動支援事業で返還だということなのですけれども、まず高齢者のワクチンのためにタクシー券を用意したと思いますけれども、何人分まず用意したか教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） お答え申し上げます。  
当初1万2,000人分のご用意でございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） それで、560万円というのは何人分の返還でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 2,800人分になります。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 2,800人分でよろしいですか。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 2,800人分の減になります。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） この減額というか、戻した、使わなかったという要因は何でしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 高齢者のワクチン接種につきましては、8月末で80%以上を終えておるところでございます。また、タクシー券の利用につきましては、75歳以上の単身、あるいは75歳以上のみの世帯ということで、1万2,000人分をご用意したわけなのですが、タクシーをご利用されない方であったりとか、あるいは家族の方が送り迎えをしていただいた方、タクシーの利用率がこちらの想定よりもかなり低い水準だったということになります。

全額を減額しなかった理由としましては、まだ80%でありますので、今後個人医院を利用される方等ございますので、そういった方々のために全部切ることなく、余裕を持って余すような形で残しておりますので、まだ使われていない方は全員が使える状態にはなっております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 今の最後の一言で、まだ未接種の方もいらっしゃると思いますので、タクシー券も利用される方もいらっしゃるということなので、全額引き揚げなのかなと思ってちょっと確認させていただきました。ありがとうございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ワクチンに関しては、やっぱり市民の関心がすごく高く、タクシー券のことについても、おうちの前にある病院に行くのに来ると。そして、旧市内から岩舟とかそっちのほうにしか取れなかったのに、そこはタクシー券がなかったと。5,000円ぐらいかけて行ったとかという話を聞かされるのですけれども、タクシー券の制度というものは今の状況でよろしいでしょうか。そういう苦情とかというものは上がってきていないでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 議員おっしゃるとおり、苦情のほうは、そういった議員がおっしゃるような遠いところだった、ワクチン接種会場が栃木市から岩舟だったとか、あるいは西方の健康センターで遠くてお金がかかるので、そういうところに出ていないという苦情は特に私どものほうには入ってきていなかったのですが、ただ1つありましたのがタクシー業者のほうからありまして、タクシー券につきましては障がいの部門で出しているタクシー券がありまして、今回ワクチン接種限定ということでタクシー券を出しましたので、タクシー会社が、例えば集団接種の日、込み合います。込み合った中でタクシーが回らない。当然タクシーについては、時間の指定をされて集団接種等を行いますので、その時間帯に集中するなど、そういったことが起きるとなかなかうちのほうでもタクシーを用意したくても用意できないのだというような苦情もありました。あと、75歳以上というふうに限定して出させていただいたということもありまして、それ以下の足のない方から何で来ないのだとか、そういった苦情もあったのも事実でございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） これ以上ないことを祈っているのですけれども、こういうことが起こる可能性があるのですけれども、そういう対応というものはもっときめ細やかな対応というものをしてほしいと思います。一番問題なのが、そういう苦情があるのにそっちへ上がっていない。もしかしたら、その方は市役所に電話をかけたということなのですけれども、課長まで上がらないという体制がおかしいのではないかなとも思いますので、そこら辺も気をつけて運営して行ってほしいと思います。これは要望です。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

川上委員。

○委員（川上 均君） 37ページのコロナのワクチン接種です。予定されたワクチンの輸入数が足りないといいますが、そんなこともあったと思うのですけれども、計画と実際の到達といいますが、実績というのはどんな状態だったのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 当初高齢者接種につきましては、3月の開始前にこちらで実施計画を立てたところ、見込みとしましては大体65%の接種率ということで見込んでおりました。しかし、最終的には90%を超える方が接種をするという状況になったところです。国は、接種希望者全員に対するワクチンを今後供給するというのも表明しておりますので、ワクチンは順次配送されるということでこちらは見込んでおります。

以上です。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 関連なのですけれども、集団接種で休日従業者派遣謝金ということなのですが、初めの制度をつくったときよりも変更があったということなのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 国は、接種を加速させるために、集団接種に協力する医師や看護師を派遣してくださる医療機関に対しまして時間外や休日の従業者に対する上乘せ金ということで交付を決めたところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 初めは休日は考えていなかったのだけれども、それをこれから運用していくということなのでしょうか、このお金というのは。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 特別国のほうから加算金が出るという想定は、当初は持ってございませんでした。しかし、高齢者接種につきましても接種を加速ということで、途中から国のほうでそういった協力金を支払うということが表明されまして、4月に遡りまして集団接種にご協力いただいた医師や看護師の方に謝金を支払うということで補正予算を組ませていただいたところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） このお金というのは、新しく充実させるため、今まで休みだったところを開所するというか、そういうためではなくて、過去の分上乘せになったから払うと、この集団接種の部分というのは。委託業者だと思っておりますけれども、そこに払うということでよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） こちらは委託業者以外の医師会、市内の医療機関から集団接種のほうにご協力いただきました医師会を中心にお支払いして、委託業者には支払いはいたしません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 委託業者に払わなくてもいいのですかという素朴な疑問が起こるのです

けれども、それは大丈夫なのですね。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 委託者につきましては、当初の契約の中でやっていただくということになっていきますので、委託者に支払うということは想定はしておりません。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、これ集団接種なのですけれども、個別接種というのも今の考え方で、遡ってお金を払うという形でよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） そのページ、37ページの下なのですけれども、斎場管理運営委託事業費の部分で、平井町だと思いますけれども、火葬炉修繕業務委託というのは幾つの火葬炉が修繕になっているのか教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 現在の火葬炉を全部ということで、5つの炉の修繕を予定しております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 5つある火葬炉を一気に全部直していくということの解釈でよろしいのですか。

○委員長（氏家 晃君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 友引等の火葬炉が休みのときがありますので、そういったところで火葬場の運営そのものは止めないで修繕を行うということで予定しております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 同じく37ページでいくなれば、一番下の岩舟健康福祉センターの赤字になったから補填するのだという説明なのですけれども、その内容を教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 昨年度、令和2年度の決算収支報告書によりまして、岩舟健康福祉センターにつきましては、約570万円ほどの赤字が発生しております。これに対する補償になります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 44万6,000円という根拠は何なんでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） まず、補償する根拠につきましては、平成27年度に締結いたしました栃木市岩舟健康福祉センターの管理に関する基本協定の中に、第36条第3項に、不可抗力の発生



に起因して、受任者に損害、損失及び増加費用が発生した場合には、当該費用について合理性の認められる範囲で委任者が負担するというので、規定されることに基づき補償を行います。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今の話だと補償しなければいけないというのが、管理運営している中でほかの施設とかもあると思うのですけれども、それは今までの説明だとコロナで人が来ないというときには職員を減らすと、そういう運営をしていって、だから経費もかからないのだという話だったので、この健康福祉センターはそのようなことをされていないのですか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） まず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的としまして、市から臨時休館を要請いたしました。それに対しまして、その期間に対する補償になります。市では、利用料金制度導入施設、また市が休館要請を行った施設、年度収支がマイナスになった施設に対して、そういった施設の指定管理者に対しまして補償を行うということで、今回補正予算を組ませていただいたところです。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 市内多くのところに要請していると思うのですけれども、この館以外にそういうことはあるのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 岩舟健康福祉センターのほかには総合運動公園が市内の対象施設ということで、行財政改革推進課のほうからは伺っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 何でもって赤字が出たという原因は何なんでしょうか。館を運営していく上で、そこに職員を張りつけなければいけない。だけれども、そのことに関しては、さっき言ったように、3人のところを2人にするだとか、そういう運営をしていってほしいというか、ほかのところではしているということなのですから、総合運動公園と岩舟の保健福祉センターというところではジムがあると思いますが、そこが赤字を出しているということによろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 確かに緊急事態宣言中の臨時休館は、もちろん職員の数は減らして運営をしていたというふうに承知しておりますが、そのほかにも年間を通じまして感染拡大防止のために利用人数を制限したり対策をするという形で一応運営を行っていただいた結果、総合的に赤字になったということでこちらは承知しております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 総合運動公園もうちの管轄ですよ。赤字になっても、そこは上げてこないのですか。

〔「違う」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、うちが管轄しているところでそのような事例というものはここだけなのではないでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今回のことがパイロット的に一番初めて、後に続くものなのか、これだけで終わるのか。それならばこの運営というものがしっかりされているのかどうかというものを検証しなければいけないと思うのですけれども、そこら辺はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 今後も続くのかということなのですが、今年度も、現在緊急事態宣言中ということで、臨時休館をお願いしております。今後の状況につきましては、今年度の収支を見ながら必要に応じて対応を検討したいというふうに考えております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） やはり関連で私も不思議だなと思うのですけれども、今の同じところなのですが、570万円の赤字ということでお話いただきました。これは前年度に対しての570万円の赤字でよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 令和2年度単年度だけということの赤字額になります。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 先ほど内海委員がおっしゃいました570万円に対しての44万6,000円の根拠を教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） そちらの算出につきましては、一般社団法人指定管理者協会が発行します新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う指定管理施設の対応に関するお願いという文書の中に、市の要請で臨時休館としました部分を対象に、過去3年間の利用料金の平均日額を求め、その額に休館日数を掛けて利用料金の減収額を算出し、またその同時期の過去3年間の光熱水費だったりそういった費用の平均日額を求め、その差額ということで出した補償金額になります。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 根拠は分かりました。

では、570万円の赤字というのは、新型コロナウイルスだけの影響で570万円の赤字なのではないでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 岩舟遊楽々館につきましては、過去5年間の指定管理の状況の収支を見ますと、平成28年のピークに若干ずつ利用料金が下がっておりまして、平成30年から若干の赤字が出ておりました。去年につきましては、利用の制限等もありましたことから、大幅な赤字になったということでこちらは認識しております。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 人数の制限とかコロナの影響とかで570万円が一気に出るということはちょっと考えづらいのかなと。ほかにも要因があるのかなと思いますが、担当としてはいかがですか。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） 利用料金の推移だけ見ますと、平成30年が2,100万円、令和元年度が2,000万円、昨年令和2年度につきましては年間で360万円しかなくて、前年度の比較としましても1,700万円の利用料金の減収がありました。そういったところから、水道、光熱水費や燃料費、その他のものを差し引かしても大幅な赤字になったということで、要因はまさに利用料金の減額ということになるかと思われまます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） それも要因の一つだと思いますけれども、よく研究していただいて、その減収になった、赤字になったというところをきちっと調べていただきたいと思います。

○委員長（氏家 晃君） 要望でよろしいですか。

○委員（古沢ちい子君） はい。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 金額が小さいのにここの部分に集中してしまっていて恐縮なのですが、岩舟健康福祉センターの関係なのですが、ほかの施設では出てきていないということになるのですが、指定管理でやってもらっているほかの施設で、その指定管理の業者のほうがこういったことができるということを知らないという心配はないのかどうかというのを気になったのですが、教えてください。

○委員長（氏家 晃君） 石川健康増進課長。

○健康増進課長（石川交子君） こちら毎年度収支事業報告をもらっていますので、その中で赤字になった施設ということで、こちらを提案させていただいております。ほかの施設については黒字ということで決算をいただいている状況です。黒字の要因としましては、例えば大平の健康福祉センターだったり、北部の健康福祉センター、両館とも黒字になっているのですが、両施設とも緊急事態の臨時休館に加えまして、設備の修繕がちょうど昨年度長い時間ありまして、そういった意味で利用料は上がらなかったのですが、逆に光熱水費や燃料費といった必要な経費が出なかったということで差引きは黒字になっているという状況になります。

○委員長（氏家 晃君） 千葉委員。

○委員（千葉正弘君） 黒字だからいいのだということの考え方もあるかもしれませんが、指定管理をする側からすれば、黒字ではあるけれども、前年度より大きく減っているという場合もあるのではないかという気はするのですよね。市のほうのお金も限りがあるからやむを得ないという気はするのですけれども、その辺の公平性を今後どう考えるのかというのはちょっと気になったところでございます。意見でございます。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 39ページでクリーンプラザの最終処分費が2,400万円も上がるということなのですが、毎年同じように最終処分費というのが補正で出てきて何百万円、何千万円というのを上げてきている感じなのですけれども、これずっと続く感じですか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（伏木広安君） 昨年度から溶融スラグの売却が思うように進まないというところから額が大きくなっておりますけれども、今現在、溶融スラグの売却に関しては、新たな購入先等を探したり、いろいろなことを検討しているところですので、このまま続いていかないようにしていきたいというふうには思っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 先ほども言いましたように、毎年補正をかけて処分費を出しているのですけれども、初めの見込みというものが違うということでもよろしいのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（伏木広安君） 昨年度、溶融スラグの売却が減ったということで、令和2年度の当初のときにも若干処分量が増えるだろうという見込みを出しましたが、やはり思ったように溶融スラグが売却できないというところがちょっと見込みが甘かったのかなというふうには思っております。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 売却できない理由というものは何なんでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 伏木クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（伏木広安君） はっきりは分かりませんが、令和元年の台風なりコロナの関係で、主に溶融スラグはアスファルト骨材ということの原料で使用されているのですけれども、そちらの工事関係に使用される量が減ってきているのかなというところ、工事自体が減っているのか、そういったところもありますので、それは市の関係課のほうとも調整をしながら検討していきたいというふうには思っております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。

古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） 35ページなのですが、学童保育事業費で修繕維持補修ということで何か所でしょうか、まず。

○委員長（氏家 晃君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） こちらにつきましては、主にエアコンの修繕がありまして、空調につきましては3か所ほど修理いたしました。それと、照明が壊れているというのもございまして、こちら2か所が主なところでございます。

○委員長（氏家 晃君） 古沢委員。

○委員（古沢ちい子君） エアコン空調で3か所ということは、この46万円で足りたのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 松本子育て支援課主幹。

○子育て支援課主幹（松本佳久君） こちら46万円につきましては、この後補正でご了解いただきましたら年度後半に見込まれる金額でございまして、当初予算でこちらにつきましては89万1,000円ほど修繕費用を持っていたのですが、その金額をほぼ半年で使い切ってしまったものですから、今年度後半この46万円をご了解いただきましたらこちらで運用していきたいというふうに考えております。

○委員長（氏家 晃君） ほかに。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 35ページの母子・父子自立支援事業費ということで、養育費が取れないというような状況をつくらないという制度だと思っておりますけれども、やるよというのだけは聞いていたのですが、これは今は始まっていて補正をかけるのか、それともこれからやっていくのかというのをまずお尋ねします。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） これから新たに始めるものでございます。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この運営というのは、どういう形で行われていくのでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

○子育て支援課長（神長利之君） 婦人相談の中で、こういった相談実際ございます。その中で、こういう制度を始めますよということをまず直接該当するような方には情報を提供して、必要であれば運用していくという感じになります。

○委員長（氏家 晃君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、自前でやっていくと。栃木市役所でやっていくということでしょうか。

○委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。

- 子育て支援課長（神長利之君） はい、さようでございます。
- 委員長（氏家 晃君） 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） 初年度というか、この予算を取ったという根拠になると思うのですが、利用数というか、それはどういうふうを考えていらっしゃるのでしょうか。
- 委員長（氏家 晃君） 神長子育て支援課長。
- 子育て支援課長（神長利之君） 実はこれに該当するかなと思われる相談が今現在10件ございまして、利用するかどうかはもちろん分からないのですが、全員使った場合という想定をして補正予算の金額は積み上げております。
- 委員長（氏家 晃君） ほかに質疑はありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。
- ただいまから討論に入ります。
- 〔「省略」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。
- ただいまから議案第89号の所管関係部分を採決いたします。
- 本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。
- したがって、議案第89号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
- ここで議事の終了した執行部の方々は退席していただいて結構でございます。大変お疲れさまでした。
- ここで執行部の入替えを行いますので、少々お待ちください。
- 〔執行部退席〕

---

◎議案第90号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 委員長（氏家 晃君） 次に、日程第3、議案第90号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。
- 当局から説明を求めます。
- 寺内高齢介護課長。
- 高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第90号 令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の7ページをお開き願います。令和3年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

債務負担行為につきましては、第1条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為とすることができる事項、期間及び限度額は、第1表、債務負担行為によるというものでございます。

それでは、ご説明いたしますので、補正予算書の77ページをお開きください。令和3年度指定市町村事務受託法人による要介護認定調査業務委託は、要介護認定調査の新規申請の一部を指定市町村受託法人に業務委託するもので、令和4年度分委託について債務負担行為を設定したいというものであります。設定の金額につきましては、462万円となっております。

以上をもちまして、令和3年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（氏家 晃君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第90号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（氏家 晃君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

#### ◎閉会の宣告

○委員長（氏家 晃君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任を願います。

これをもって民生常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時11分）